

番号	要望事項	回答
1.	行政のあり方について	
ア	<p>東日本大震災被災自治体への支援内容及び実績を明らかにするとともに被災自治体を支援するために通年で職員派遣を行うこと。さらに、避難者受け入れ数と、生活保護申請・受給、介護保険申請・受給などの実態を明らかにすること。</p>	<p>東日本大震災でお亡くなりになられた方々のご冥福と、被災者の皆様にお見舞い申し上げますとともに、被災地域の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。</p> <p>泉南市では、東日本大震災で被災された地域を支援するため、地震発生直後より、市役所や市の公共施設において、募金・義援金の受付を実施しており、6月20日現在において、日本赤十字社大阪府支部を通じて約1300万円を被災地へ送金させていただきました。また、泉南市として義援金500万円を岩手県市長会へ送金させていただいております。支援物資につきましては、大阪府や近隣市町村と連携し、被災地から要請のあった救援物資（アルファ化米1000食、サージカルマスク14000枚、速乾性消毒薬90本、粉ミルク13缶）を市の災害備蓄物資の中から搬送いたしました。また、市商工担当課からの呼びかけに応じていただいた市内業者よりトイレットペーパー9600ロール、作業用手袋（軍手）12000双の提供を受け、被災地に搬送しております。</p> <p>人的支援については、地震発生当日の3月11日から3次にわたって消防緊急救助隊として、3月20日までの10日間、計12名の消防職員を現地（岩手県）へ派遣、生存者の捜索、救助作業に従事しました。</p> <p>さらに、救援物資の仕分け等、避難所の運営を支援するため、職員1名（4月1日～6日）を派遣。さらに、水道応急給水活動のため、大阪府内市町村が連携し、府内4ブロックに分かれて、3月16日～5月21日までの5次にわたり、計10名の職員が被災地（宮古市、大船渡市、陸前高田市）の避難所・給水ポイントを巡回し、給水活動に従事してまいりました。</p> <p>今後も引き続き、関西広域連合の取り決めの枠組みの中で、大阪府内の市町村は岩手県の陸前高田市と大槌町を支援することとなっており、被災地の着実な復興を支援するために中長期的な人的支援が求められていることもあり、戸籍業務を支援する事務職員1名を8月から3ヶ月間。保健業務を支援する保健師1名を8月から1ヶ月間をそれぞれ</p>

		<p>派遣する予定となっております。</p> <p>被災者の受け入れについては、現在、1世帯（2名）が全国避難者情報システムに登録いただき、泉南市内で生活をされています。国や大阪府を通じて、被災県から届けられる各種情報については、適宜、情報提供ができるよう、体制づくりに努めております。</p> <p style="text-align: right;">（政策推進課）</p> <p>現在のところ、被災者からの生活保護申請はありません。</p> <p style="text-align: right;">（生活福祉課）</p> <p>本市では、現在、東日本大震災の避難者の介護保険申請・受給については、実態はありません。</p> <p style="text-align: right;">（高齢障害介護課）</p>
イ	<p>住民に対して責任ある仕事が遂行できるよう非正規（非常勤・嘱託・アルバイト・パート等）ではなく正規職員の増員を行うこと。また、住民の立場からは正規・非正規は全く関係ないので、非正規職員にも正規職員と同じく研修を行い、住民に不利益を与えないこと。</p>	<p>正規職員の減少が市民サービスの低下を招かぬよう、事務事業の見直しや組織のスリム化を行い、任期付職員の採用、臨時職員の任用など、多用な人事制度を活用するとともに、市民サービスの実態に合わせた適切な職員配置を行っており、それぞれの職員が責任を持って職務を遂行しています。</p> <p>職員研修につきましては、「泉南市人材育成基本方針」並びに「職員研修計画」にもとづいて、職員自身・職場・人事が連携し、「職場研修」・「職場外研修」・「自主研修」の領域で、それぞれの特性と役割を活用し、正規・非正規の分け隔てなく効果的な人材育成を行っております。</p> <p style="text-align: right;">（人事課）</p>
ウ	<p>大阪府からの権限委譲については、体制が整っていないもとでの受託はせず拒否すること。</p>	<p>本年5月、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる第1次一括法が制定・施行され、地方自治体の自主性の強化、自由度の拡大を図るため、「義務付け・枠付けの見直し」及び「条例制定権の拡大」が行われました。また、今後、第2次一括法におきましては、地域主権戦略大綱に基づき、都道府県から市町村（基礎自治体）への権限移譲を大幅に進めることが予定されています。</p> <p>大阪府では、国に先立ち「大阪発地方分権改革ビジョン」及び「大阪版地方分権推進制度実施要綱」を策定し、平成22年度から24年度の間府内全市町へ特例市並みの権限移譲を目指すこととなっており、現在、府</p>

		<p>内各市町との調整が行われています。</p> <p>このような状況下において、本市では、大阪府から提示された77の移譲候補事務について検討を行った結果、市民生活の向上につながる事務のうち、現体制において受けることができる事務および3年間で体制を整えることができる事務(46事務)について、順次事務移譲を受けることとしました。</p> <p>ただし、移譲を留保した移譲候補事務のうち、一定の専門的な知識や経験が必要な事務、また移譲に伴う知識習得や事務処理体制の整備など課題が現存する事務については、広域での連携を含めた体制の検討を行うとともに、その課題および移譲の可否について引き続き平成25年度以降も継続して検討することとしています。</p> <p style="text-align: right;">(政策推進課)</p>
<p>2. 国民健康保険・後期高齢者医療・検診について</p>		
<p>①</p>	<p>国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げ、協会けんぽ保険料なみの払える保険料にすること。</p> <p>保険料の低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免など困難な世帯に対する条例減免を創設・拡充すること。</p> <p>一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。</p> <p>いずれもこれら減免制度についてはホームページや広報に掲載し、チラシ・パンフレットなどを作成し住民に周知すること。(減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の現物を当日お示しください。)</p>	<p>一般会計予算における歳出の目的が、一般行政需要に資するものであり、一般会計から国保会計への繰り入れについては、特別会計という性格を踏まえ、繰り入れは行っていません。</p> <p>平成22年度末現在、累積の赤字額が1億9千万円程度あり、国保税が対前年度比で、約1億円の減収で、保険給付費が2億5千万円増であることを考えると、保険税を引き下げる状況にありません。</p> <p>所得割額の算定に際し、市民税が非課税あるいは均等割のみ課税となる世帯については、所得割算定額の5割を減ずる減免措置を講じています。</p> <p>一部負担金の減免については、「支払いが困難と認められる場合」との規定がなされており、その確認が困難であること、また、収入認定についても収入証明書がない場合など、事実確認が難しいという問題があります。</p> <p>現在、実施しています減免制度につきましては、ホームページ及び広報誌・チラシにて広報しています。また、決定通知書の送付時にチラシを同封しています。別紙を参照願います。</p>

		(健康保険課)
②	<p>資格証明書発行をやめるとともに貧困を作り出す差し押さえをしないこと。</p> <p>短期保険証の長期未交付（留め置き）は厚生労働省通知どおり行わないこと。高校生世代までのこどもに対しては1年間の保険証を確実に届け、万が一届いていなくても医療機関からの照会で確認できれば保険証所持と同様の取り扱いとすること。</p>	<p>資格証発行は、61件です。</p> <p>差し押さえ件数について、平成22年度は、30件です。</p> <p>差し押さえを行う場合は、督促状の発行、文書・電話による納付催告、また、戸別訪問により折衝し、それでも納付に応じていただけない方に対して行っています。</p> <p>短期証の長期留め置きはありません。また、高校生世代までのこどもに対しての保険証の未交付はありません。</p> <p style="text-align: right;">(健康保険課)</p>
③	<p>国民健康保険運営協議会委員を広く市民から公募すること。運営協議会を公開し、傍聴を認める、資料を配布すること。また、市民の意見陳述を認めること。</p>	<p>国民健康保険運営協議会委員については、1名ではありますが、要綱に基づき公募しています。運営協議会は、公開で行い、会場の都合に応じ傍聴を認めています。また、資料については、準備があれば配布させていただいています。</p> <p style="text-align: right;">(健康保険課)</p>
④	<p>特定健診は以前の住民健診内容と同等のものとし費用は無料とすること。特に、がん検診等の内容を充実させ、特定健診と同時受診できるようにし、費用は無料とすること。</p>	<p>がん検診については、健康増進法による健診事業として、従来どおり市が実施している。市独自に前立腺がん検診も導入し、内容の充実に努めています。</p> <p>医療機関で受ける特定健診は、大腸がん検診、前立腺がん検診及び肝炎ウイルス検診が同時実施可能。子宮がん検診については、一部の医療機関で同時実施可能です。</p> <p>検診費用については、生活保護、住民税非課税世帯及び70歳以上の市民について、減免としています。</p> <p style="text-align: right;">(保健推進課)</p> <p>本市における特定検診は無料です。本年度は1日ですが、特定検診と肺がん検診の同時開催を行う予定です。</p> <p style="text-align: right;">(健康保険課)</p>
⑤	<p>後期高齢者医療保険制度の保険料については独自減免などを検討するとともに短期保険証・資格証明書の発行をしないこと。</p>	<p>後期高齢者医療制度の保険料は、広域連合区域内であればどこの市町村に住んでいても同じ保険料となっています。泉南市独自の軽減措置を設けた場合、大阪府後期高齢者医療広域連合の被保険者であっても、住むところによって保険料の差が生じることとなるため、制度上、市独自の軽減措置を設けることは困難と考えています。保険者である大阪</p>

		府後期高齢者広域連合において軽減措置を検討することは、可能と思っています。また、資格証発行の実績はありませんが、大阪府後期高齢者医療広域連合の基準に従い短期証を発行しています。 (健康保険課)
⑥	大阪府広域化支援方針の内容は全国にない収納率に4つもの目標やハードルを掲げる非常に厳しいものである。さらに大阪の場合、広域化しても財政の困難さは全く解決せず、スケールメリットどころか保険料値上げや減免の廃止、健診の後退しかまねかないことを理解し、広域化に安易な期待をせず、国庫負担増など国に強く要望すること。	国民健康保険の広域化の目的は、その財政の基盤強化であると理解しています。支援方針が実施され約半年経過していますが、今後の支援策がより具体化していく過程において、広域化に参画する上で問題となる施策が展開されないこと。及び被保険者に大きな不利益が生じないよう、大阪府の支援化策を注視して行きたいと考えています。また、広域化に際しては、今以上に国庫負担割合の拡大は、必須の要件であると考えています。 (健康保険課)
3.	介護保険・高齢者・障害者施策について	
①	介護保険料を引き下げること。給付見込み額に不足が生じる場合は、一般会計から繰り入れ、高齢者の保険料負担が増えないようにすること。低所得者の介護保険料を軽減するとために、非課税者・低所得者の保険料を大幅に軽減する多段階化をはかること。介護保険料の減免制度を大幅に拡充すること。	介護保険料は、介護保険事業計画の3年度を単位とした計画期間ごとに介護保険事業計画に定めるサービス費用見込額等にもとづき、計画期間を通じて財政の均衡を保つことができるように設定されているところであり、給付見込み額に不足が生じる場合は、一般会計からの繰入ではなく、介護給付費準備基金や財政安定化基金が活用されるようになっていくところでもあります。 また、非課税者・低所得者の保険料の多段階化については、制度の施行状況を見ながら対応してまいりたいと考えています。 減免制度については、財源が保険料であることを踏まえ、慎重に検討をしていきたいと考えています。 (高齢障害介護課)
②	国に対し介護保険料の年金天引き(特別徴収)の強制をやめ納付方法については選択制とすることや国庫負担を大幅に引き上げるよう求めること。	介護保険料の特別徴収については、介護保険法第135条の規定により、第134条第一項の規定により通知された第一号被保険者の保険料について特別徴収によるものとされていることや国庫負担の引き上げについては、介護保険財政の収支バランスの観点から、制度の施行状況を見守って行きたいと考えています。 (高齢障害介護課)
③	介護給付費準備基金残高については、全額被保険者に還元すること。	介護給付費準備基金残高については、第5期介護保険事業計画の介護保険料の設定状況を勘案し、保険料の軽減につなげていくこ

		とを検討してまいります。 (高齢障害介護課)
④	入所施設待機者を解消し行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。	本市では、特別養護老時ホームが3箇所、特定施設が2箇所、認知症グループホームが6箇所存在し、施設系サービスの拡充については、介護保険料の高額化にもつながるため、慎重に検討してまいりたいと考えています。また、居住系サービスについては、「要介護状態となった場合でも、できる限り住み慣れた地域で、その能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう」サービスの質の向上等も踏まえ検討してまいりたいと考えています。 (高齢障害介護課)
⑤	国の法改正案にある「保険者判断による予防給付と生活支援サービスの総合化」は、要支援者の保険給付を削減することにつながるものであり、法制化しないよう国に要望すること。また、制度化された場合でも実施しないこと。	「保険者判断による予防給付と生活支援サービスの総合化」については、要支援者にとって、真に必要なサービスを保険給付するものであることから、国の動向や近隣市町村の動向を注視し、慎重に検討してまいりたいと考えています。 (高齢障害介護課)
⑥	介護サービス利用料の軽減制度を制度化・拡充すること。施設利用者の食費・部屋代の低所得者軽減（補足給付）を改悪しないよう国に求めること。介護保険施設・居住系サービスの居住費について軽減措置を講じること。	利用料の軽減については、サービスを利用する方と利用されない方との負担の公平に配慮しながら、また、軽減財源としては、一般財源の繰り入れを行わなければならないことも踏まえ、慎重に検討してまいります。また、介護保険施設の軽減措置については、特定入所者介護サービス費として利用者負担限度額に応じて、軽減を図っているところです。居住系サービスの居住費の軽減措置については、今後、国や大阪府また近隣市町村の動向を注視し、検討してまいりたいと考えています。 (高齢障害介護課)
⑦	不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。	第5期高齢者保健福祉計画に大きく盛り込まれる、地域包括ケアシステムの中の1つに自立支援に向けた目標指向型のケアプランの作成とありますが、本市においては、既に自立支援に向けた目標指向型のケアプランにより、その利用者にとって、真に必要なサービスの支援を図っているところであります。 (高齢障害介護課)
⑧	「大阪版権限委譲」に基づく事業者指定・指導監督権限の市町村丸投げに追随せず、大阪府に中止を求めること。	「事業者指定・指導監督権限」については、平成18年の介護保険法改正により創設された「地域密着型サービス」の事業者指定・指

		<p>導監督権限が市町村に付与されたことによるものであると認識しているものの、府内他市町村の動向・特に近隣市町の動向を見据え、本市にあった事務移譲の形を実現すべく、慎重に検討していきたいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">(高齢障害介護課)</p>
⑨	<p>「地域包括ケア」を実現するために、自治体として責任を果たすこと。そのためにすべての日常生活圏域で悉皆調査の実施によるニーズの把握を行うこと。第5期介護保険事業計画策定にあたっては、日常生活圏域ごとに住民・高齢者・利用家族・事業者等の参加する「日常生活圏域部会」を設置し、住民参画を徹底すること。</p>	<p>「地域包括ケア」の実現は本市にとっても非常に重要な施策であり、第5期高齢者保健福祉計画（老人保健福祉計画及び介護保険事業計画）の策定にあたっては、公募した一般住民が参画した「高齢者保健福祉計画推進委員会」において計画の策定を行っているところであります。また、悉皆調査については、本市は、昨年度「高齢者まちづくりアンケート」を実施したところであります。</p> <p style="text-align: right;">(高齢障害介護課)</p>
⑩	<p>状態が悪化しているにもかかわらず「軽度」に認定されるなど、利用者の実態とかけ離れた要介護認定を改善するため、実態調査を行い改善措置を講じること。</p>	<p>介護認定については、国や大阪府のマニュアルに則って本市職員による実地調査及び医師の意見に基づいて適正に認定審査を行っているところであります。</p> <p style="text-align: right;">(高齢障害介護課)</p>
4.	生活保護について	
①	<p>生活保護の実施体制に関わって、「標準数」に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験や熟練を重視した人事配置を行うこと。</p>	<p>平成23年3月末時点、被保護世帯数833世帯、被保護者数1261人。</p> <p>現在課長1名、課長代理1名（経理・補助金・統計兼務）、査察指導員1名、ケースワーカー9名（正規職員7名・任期付職員2名）、医療介護担当1名に加え、面接相談員2名、精神保健福祉相談員1名、就労支援員1名、就労カウンセラー2名、住宅手当住宅確保就労支援員1名の体制により配置している。</p> <p style="text-align: right;">(生活福祉課)</p>
②	<p>申請権を保障するために各自治体で作成している生活保護の「しおり」や「手引き」などについて、生活保護の制度をわかりやすく説明したものに改善し、困窮した住民の目にいつでも触れるようカウンターなどに常時配架すること。しおりに「申請用紙」を添付すること。（懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を配布ください）。さらに申請時に違法な「助言指導書」などを出さないこと。</p>	<p>保護のしおりについては、事前相談用と保護決定用の2種類を作成し、制度の説明についても分かりやすい文言を使用し説明を行っている。</p> <p>専任の面接相談員に加え、担当ケースワーカーも同席のうえ時間的にも十分な配慮のうえ保護申請にかかる相談業務に対応している。</p> <p>申請書の添付については今後検討して参りたい。</p> <p style="text-align: right;">(生活福祉課)</p>
③	<p>通院のための移送費の認定について、平成22年3月12日付厚生労働省通知に基づき受給者に対して周知徹底を行うこと。</p>	<p>通院移送費の認定については、厚生労働省通知の主旨に則り被保護者に周知して参りたい。</p>

		(生活福祉課)
④	休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時など「医療券」の交付を受けることができない場合に、医療機関において被保護者であることの「証明書」として「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。	閉庁時の医療券の発行については事後発行により対応をお願いしている。普段より近隣医療機関とも連携を密にし、被保護者の方に不利益な取扱いが無いよう今後も取扱いには留意して参りたい。 (生活福祉課)
⑤	自動車保有がなければ生活および仕事ができない場合は保有を認めること。	自動車の保有については、通院及び仕事等やむを得ない場合においては保険等を付保したうえで保有を認めている。 (生活福祉課)
⑥	実態無視の就労指導の強要はしないこと。各自治体は仕事の場を確保すること。	就労指導については、稼働能力があると判定された世帯を中心に就労カウンセラー・就労支援員とも連携し適正な就労指導を実施している。生活福祉課では無料職業紹介を実施しておらず、ハローワークと連携し仕事の確保に努めている。 (生活福祉課)
5.	子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて	
①	全国で最低レベルのこどもの医療費助成制度を外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。	本市の乳幼児医療費助成制度は、大阪府健康福祉アクションプログラムに基づき実施しているところでありますが、子育て支援施策充実のため、平成22年10月から通院医療費一部助成の対象年齢を5歳児未満までとし、本年7月からさらに1歳拡大し、小学校就学前までといたしました。 所得制限を越える部分についても市単費で実施しているところであります。市財政状況の厳しい折、更なる市単独助成は困難ではありますが、対象年齢の更なる拡大と所得制限等について市長会等を通じ大阪府に要望しているところであり、また、この制度をまず国の制度として取り入れるようにも、国に要望しているところであります。 (生活福祉課)
②	全国最低レベルの妊婦検診を全国平均（14回、85000円）なみの補助とすること。	妊婦健診については、本年度より14回51,290円の助成を行っています。 現在のところ来年度以降の助成事業については未定。 (保険推進課)
③	就学援助の適用条件については収入・所得ではなく課税所得でみることに。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とすること。	適用条件については、財政状況が極めて厳しい状況であり、現在の就学援助内容が交代することのないよう努めたいと考えています。支給日程については、就学援助制度の前提となる生活保護基準の改定が4月に行われること、前年度所得等の確定が6月になる

		<p>こと等より、7月の結果通知、8月第1回支給という日程の変更は困難です。</p> <p>また、就学援助の通年手続きについては、担当課（学務課）窓口で対応させていただいています。</p> <p style="text-align: right;">（学務課）</p>
④	<p>全国最悪の中学校給食実施状況を踏まえ、自校方式の完全給食を実施すること。</p>	<p>中学校給食の完全実施については、本市の置かれている厳しい財政状況に加えて、人的な問題、施設設備の問題など様々な困難要素が存在します。特に自校方式による実施については、各中学校における整備スペースの確保が非常に難しい状況であります。</p> <p>しかしながら、中学校給食の実施の必要性は十分に認識していますので、今後も引き続き、他の方式を含め中学校給食の実施に関して検討していきたいと考えています</p> <p style="text-align: right;">（教育総務課）</p>
⑤	<p>子宮けいがんワクチン・ヒブ（細菌性髄膜炎）ワクチン・新型インフルエンザワクチンを無料接種とすること。</p>	<p>新型インフルエンザワクチンについては、本年3月で終了しました。</p> <p>子宮頸がんワクチン・ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンについては、4月より接種費用を助成しています。</p> <p style="text-align: right;">（保険推進課）</p>
⑥	<p>こどもに関する諸施策について住民に周知し申請権を保障するために、わかりやすいパンフレット・ハンドブックなどを作成し配布すること。（懇談当日に配布ください）</p>	<p>保健推進課の施策については、妊娠届け時、出生届出時、乳幼児健診時にそれぞれ配布しています。</p> <p>「こんにちは赤ちゃん訪問事業」で、配布しています。</p> <p style="text-align: right;">（保険推進課）</p> <p>就学援助制度については、毎年度、学校を通じて各家庭に対し、制度内容を紹介した文書及び申請書を配布しています。また、家庭訪問等でも、学校から各家庭に対して制度内容を周知しています。</p> <p style="text-align: right;">（学務課）</p>
6.	障害者施策について	
①	<p>障害者福祉サービスの支給決定について、市町村におけるガイドラインを開示すること。また、支給決定の一人ひとりの生活実態や障害の状態を充分考慮し、必要なサービスと支給量が決定されるようにすること。</p>	<p>障害者福祉サービスの決定については、障害者自立支援法等の法令に基づき、支援の必要度に関する客観的な尺度としての障害程度区分の認定を行います。その区分認定にあたっては、支給決定プロセスの透明化や公平化を図る観点から、阪南市、岬町2市1町で障害程度区分認定審査会を設置し、障害者の保健福祉に関する学識経験者や障害当事者の方々などに委員を構成いただき障害程度区分の認定を行っているところです。実際の</p>

		<p>認定にあたっては、「泉南市障害福祉サービス支給決定等に関する考え方」に基づき、お一人お一人のサービス利用意向や家族等の介護の状況、その方の社会参加の状況等を勘案したうえ、必要かつ十分なサービスの支給決定を行えるよう、努めているところであります。</p> <p style="text-align: right;">(高齢障害介護課)</p>
<p>②</p>	<p>大阪府の重度障害者医療費助成制度が後退することのないよう府に強く働きかけるとともに、制度が見直されたとしても、市町村において制度の維持・拡充をはかること。</p>	<p>大阪府の重度障害者医療費助成制度については、「財政再建プログラム案」の中で見直しを検討することとし、平成25年度を目処に抜本的見直しを図るとされています。</p> <p>本市の対応としましては、制度が見直された場合は、市財政状況の厳しい折、単独助成は困難であります。重度障害者医療費助成制度が後退しないよう。現行制度を維持するよう市長会・各ブロック会等を通じ大阪府に対して要望してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(生活福祉課)</p>
<p>③</p>	<p>指定障害福祉サービスに関する認可等権限委譲を大阪府からうけるにあたっての準備状況等を明らかにすること。さらに準備が出来ない状況であれば受託はせず拒否すること。</p>	<p>大阪府からの権限移譲につきましては、身体障害者相談員、知的障害者相談員の相談員業務については平成22年10月1日から受託を、精神障害者相談員の相談員業務については、平成23年度中の受託を予定しているところです。なお、その他の業務につきましては現在のところ受託を考えておりせん。</p> <p style="text-align: right;">(高齢障害介護課)</p>